

原子力災害避難計画 新旧対照表

平成26年10月27日現在

※ 修正する箇所及び軽微な語句修正・用語整理の箇所を抜粋

頁	現 行 (平成26年3月20日改正版)	修 正 案	修正理由
125	第1 目的 この計画は、京都市地域防災計画原子力災害対策編（以下「原子力災害対策編」という。）第2章第7節に定める緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内における屋内退避及び避難誘導のために必要な事項を定めるものである。 なお、この計画はUPZ内を対象としたものであるが、原子力災害対策編が想定する以外の原子力発電所事故又は地域についても、必要に応じ、この計画に準じるものとする。	第1 目的 この計画は、京都市地域防災計画原子力災害対策編（以下「原子力災害対策編」という。）第1章第6節に定める緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内における屋内退避、<u>避難又は一時移転（以下「避難等」という。）</u>のために必要な事項を定めるものである。 なお、この計画はUPZ内を対象としたものであるが、原子力災害対策編が想定する以外の原子力発電所事故又は地域についても、必要に応じ、この計画に準じるものとする。	用語整理
125	第2 避難等の実施区分 避難等の実施区分は、次のとおりとする。 1 屋内退避 放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいするため、家屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。 屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート	第2 避難等の実施区分 避難等の実施区分は、次のとおりとする。 1 屋内退避 放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいするため、家屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。 屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート	

	建屋への屋内退避が有効である。 ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施することがある。 ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。 ・ U P Z外においては、U P Zと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。 上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、<u>衣料品</u>等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。 (出典：原子力災害対策指針)	建屋への屋内退避が有効である。 ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施することがある。 ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。 ・ U P Z外においては、U P Zと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。 上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、<u>医療品</u>等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。 (出典：原子力災害対策指針)	語句修正
	2 避難又は一時移転 住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。 避難は、空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばく低減をするため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施するものである。避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動	2 避難又は一時移転 住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。 避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施するものである。避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに	

	してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行うことが必要である。 具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下の通り講じるべきである。 ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として全ての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。 ・ U P Zにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。 ・ U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。 上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が把握した環境放射線モニタリング結果等を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果を参考にしつつ、国の原子力災害対策本部は、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難の必要性の判断を行った上で、その指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝える方策を準備しておかなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。（以下略） （出典：原子力災害対策指針）	移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行うことが必要である。 具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。 ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。 ・ U P Zにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。 ・ U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。 上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ実施の判断を行った上で、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。 また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等とはもとより、自力避難が困難な災害時要援護者等に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。また、避難場所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少な	指針との整合
--	--	---	---------------

		い移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。 (出典：原子力災害対策指針 平成25年9月5日改正)	
126	第3 避難等の勧告又は指示の判断基準 避難等の勧告又は指示の判断基準は、次のとおりとする。 1 屋内退避 大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合 (1) EALに基づく全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(原災法第15条事象)を発出した場合(緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合) (2) その他本部長が必要と認めた場合	第3 避難等の勧告又は指示の判断基準 避難等の勧告又は指示の判断基準は、次のとおりとする。 1 屋内退避 大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合 (1) EALに基づく全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合(緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合) (2) その他<u>京都市災害対策本部長(以下「本部長」という。)</u>が必要と認めた場合 【参考資料1-1】緊急事態区分を判断するEALの枠組について(原子力災害対策指針抜粋：加圧水型軽水炉—全面緊急事態を判断するEAL)	計画との整合 用語整理 用語整理等
126	2 避難又は一時移転 大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合 (1) ～ (2) (略) (3) その他本部長が必要と認めた場合 【参考資料1-1】「緊急事態区分とEALについて(原子力災害対策指針)」 【参考資料1-2】「OILと防護措置について(原子力災害対策指針)」	2 避難又は一時移転 大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合 (1) ～ (2) (略) (3) その他本部長が必要と認めた場合 【参考資料1-2】OILと防護措置について(原子力災害対策指針抜粋)	用語整理

	針)」		
126	第４ 避難等の実施 １ 屋内退避 （１）情報伝達の実施 ア （略） イ 各部及び避難対象区域を含む区の区災害対策本部（以下「区本部」という。）は、次の事項を実施する。 （ア）総合企画部 （略） （イ）区本部 a 電話等により、住民等に対し避難等の勧告又は指示の内容を伝達する。 b （略） c （略） （ウ）消防部 a （略） b 特に、屋内退避を要する区域内の林業従事者やハイカー等の一時滞在者に対しては、ヘリコプターを活用し上空からの伝達を重点的に行うとともに、屋内退避の方法について必要な情報伝達を行う。 （２）避難時集合場所の開設準備 （略） （３）屋内退避の勧告又は指示時の住民等への指導事項は、次のとおりとする。 ア 自宅、職場、最寄りの公共施設等の建物内に退避すること。	第４ 避難等の実施 １ 屋内退避 （１）情報伝達の実施 ア （略） イ 各部及び避難対象区域を含む区の区災害対策本部（以下「区本部」という。）は、次の事項を実施する。 （ア）総合企画部 （略） （イ）区本部 a 電話等により、住民等に対し、<u>屋内退避</u>の勧告又は指示の内容を伝達する。 b （略） c （略） （ウ）消防部 a （略） b 特に、<u>屋外で活動している</u>区域内の林業従事者や<u>観光客</u>等の一時滞在者に対しては、ヘリコプターを活用し上空からの伝達を重点的に行うとともに、屋内退避の方法について必要な情報伝達を行う。 （２）避難時集合場所の開設準備 （略） （３）屋内退避の勧告又は指示時の住民等への指導事項は、次のとおりとする。 ア 自宅、職場、最寄りの公共施設等の建物<u>（コンクリート建物であることが望ましい。）</u>内に退避すること。	用語整理 用語整理 指導内容の具体化

	イ (略) ウ (略) エ <u>すべての空調設備及び換気を停止すること。</u> オ (略) カ (略) キ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等により正しい情報を得るよう努めるとともにデマ、<u>風評に惑わされないよう努めること。</u> ク (略) ケ (略)	イ (略) ウ (略) エ <u>外気を取り入れるような換気扇などは停止すること。</u> オ (略) カ (略) キ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等により正しい情報を得て、デマや風評に惑わされないよう努めること。 ク (略) ケ (略)	指導内容の見直し 用語整理
127	2 避難又は一時移転 (1)～(7) (略) (8) スクリーニング及び除染の実施 本部長は、京都府等と連携し、避難及び一時移転の対象となった住民等に対し、その移動先において汚染拡大の防止等のために、スクリーニングを行い、原子力災害対策指針の定める基準値を超えた場合には除染を行う。 ア スクリーニング及び除染場所の設置 本部長は、スクリーニング及び除染を行う場所を選定するとともに、<u>保健福祉部長</u>及び消防部長にスクリーニング及び除染の実施を指示する。 スクリーニングの場所は、原則として避難所に近接する場所に設置する。 イ スクリーニングの種類 (ア) 体表面スクリーニング (イ) 物品のスクリーニング	2 避難又は一時移転 (1)～(7) (略) (8) スクリーニング及び除染の実施 本部長は、京都府等と連携し、避難及び一時移転の対象となった住民等に対し、その移動先において汚染拡大の防止等のために、スクリーニングを行い、原子力災害対策指針の定める基準値を超えた場合には除染を行う。 ア スクリーニング及び除染場所の設置 本部長は、スクリーニング及び除染を行う場所を選定するとともに、<u>区本部長</u>及び消防部長にスクリーニング及び除染の実施を指示する。 スクリーニングの場所は、原則として避難所に近接する場所に設置する。 イ スクリーニングの種類 (ア) 体表面スクリーニング (イ) 物品のスクリーニング	実施体制の整備

	(9) ～ (10) (略)	(9) ～ (10) (略)	
129	第5 安定ヨウ素剤の予防服用に係る措置 本部長は、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は、独自の判断により、避難又は屋内退避の指示を行った服用対象の住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、原則として医師の関与の下で、適切に服用できるよう措置を講じる。 ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布、服用の指示を行う。 具体的な手順等については、 <u>今後、原子力災害対策指針の改正等を注視しながら、別途要領等を定める。</u>	第5 安定ヨウ素剤の予防服用に係る措置 本部長は、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は、独自の判断により、避難又は屋内退避の指示を行った服用対象の住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、原則として医師の関与の下で、適切に服用できるよう措置を講じる。 ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布、服用の指示を行う。 具体的な手順等については、 <u>「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用実施要領」による。</u>	要領の策定
129	第6 避難等の解除 (略)	第6 避難等の解除 (略)	
129	第7 避難マニュアルの作成 (略)	第7 避難マニュアルの作成 (略)	